

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40%未満	30～35%未満	25～30%未満	20～25%未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	志木市	区分	単独・直営＋一部委託
キーワード	専門職との連携、家庭裁判所との連携、親族後見人支援、個人情報の取扱		

直営＋一部委託による法律職、家裁との連携強化

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	76,365人
面 積	9.05km ²
高齢化率	24.25%
地域包括支援センター	5か所
日常生活自立支援事業利用者数	136人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	436人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	625人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
93人	76人	11人	6人	3人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	2件	3件	3件	0件
内 高 齢 者	0件	3件	3件	0件
内 障 害 者	2件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
233人	6人	10人	10人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。
(法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

3. 事例のポイント

▶専門的助言の確保を重視した中核機関の体制整備

直営の志木市後見支援ネットワークセンターを役所内に整備。一次相談窓口を受けている地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所からの要請で、法律等専門職を派遣。

▶住民基本情報システムへの登録による後見人支援

住民基本情報システムへ、同意のある後見人情報を登録。後見人支援を適切に実施。

▶センターの周知文書を家庭裁判所から

郵送による後見人支援

後見人を支援している志木市後見支援ネットワークセンターの周知文を家裁へ提出し、文書郵送の際に同封してもらう。この周知により、親族後見人からの相談が増加。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	バックアップ・ モニタリング
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	協議体、合議体 の設置
連携	都道府県等との 当事者団体との
不正防止(効果)	家裁との連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012（H24）年	成年後見支援センターを志木市社会福祉協議会に委託。市民後見人養成。
2013（H25）年	市内初となる市民後見人が受任。（以降7件受任）
2017（H29）年 4月	志木市成年後見制度の利用を促進するための条例を制定。 Point 1
2018（H30）年 4月	志木市成年後見制度利用促進基本計画策定。委託を見直し、直営で志木市後見ネットワークセンターを市庁舎内に設置。 Point 2
2020（R元）年 4月	第2次志木市成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画内に一体化して策定。地域共生社会との連動を強化。（12月中旬時点で、パブリックコメント終了） Point 3



POINT



Point 1

権利擁護の取り組みを推進することは市の役割であると考えている市長の力強い指揮のもと、平成29年4月に全国初の「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定しました。条例では、市の責務の強化（3条）、計画策定（6条）、審議会の設置（9条）、地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施期間の設立に関する支援等（7条）を定めています。



Point 2

条例に基づき審議会を設置し、計画策定について審議しました。審議会は、学識経験者2名、地域組織の方1名、障がい者支援団体の方1名、法律職2名の計6名で構成、地域組織の方は、町内会の連合会役員の方ですが、市民後見人でもあるため、有意義な協議をすることができました。

審議会には、長寿応援課、障害福祉を担当している福祉課、子ども家庭課の2課も審議会に出席、家庭裁判所もオブザーバーとして加わりました。全世代型の権利擁護の中核機関を模索していたため、子ども家庭課も出席しています。計4回開催しました。



Point 3

第1期計画は、成年後見制度利用促進計画を単体計画として策定しましたが、第2期計画は、地域福祉計画内に章立てを設ける形で一体化して策定しました。このことにより、地域共生社会に向けた取り組みとの連動強化を予定しています。

成年後見制度利用促進の取り組みにより、市役所の関係部署に権利擁護の横ぐしをさし、実践を積み上げてきました。この横ぐしを、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備へと展開していきます。

条例制定の上で、苦労した点を教えてください。

「地域連携ネットワーク」という言葉を盛り込むことが、自治体の条例としては初めてのことでした。利用促進法だけでなく、国の基本計画の内容を何度も説明し、法務担当の理解を得ました。審議会として動向をつかむため、国の専門家会議の傍聴を研修として実施する等の工夫を行いました。



Ⅲ. 志木市の中核機関の特徴について

1. 専門的助言の確保を重視した体制整備

志木市は、直営に加え、様々な専門性のある団体への委託という「直営プラス一部委託」で中核機関を整備しています。

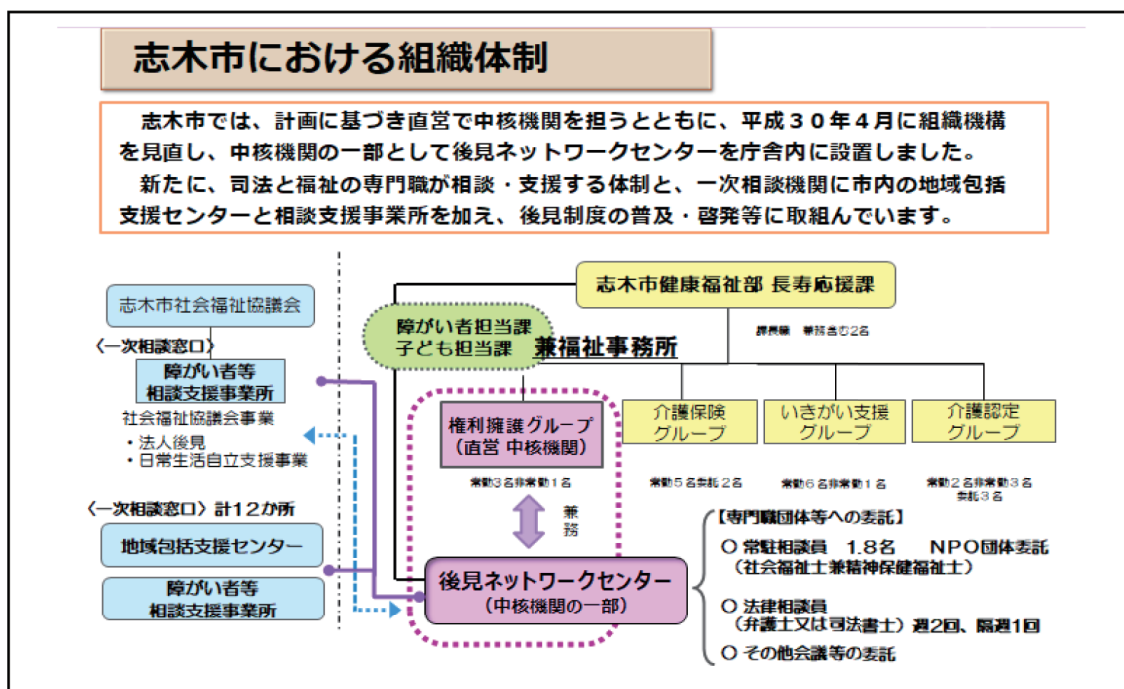
直営部分は、長寿応援課と志木市後見ネットワークセンター（以降、ネットワークセンター）で構成されます。全体のコーディネートを行うのは、直営部分の役割です。令和元年7月からは、一次相談窓口として地域包括支援センターと障がい者等相談支援事業所の計12か所が担い、ネットワークセンターは、一次相談窓口からの要請をうけてチームへの助言を行う法律等の専門職派遣や家庭裁判所との調整などを行っています。

専門性のある団体への委託は、志木市にあるNPO法人志木市精神保健福祉をすすめる会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会と

委託契約を結び、専門的な助言が必要な事案が出た場合などに助言者の派遣依頼を積極的に受けています。このことにより、権利擁護の課題が重度化する前に早期対応することができるようになりました。

利用調整会議では、主に市長申立て事案について、想定される後見事務から市民後見、法人後見、専門職後見かを決定し、候補者の推薦を受けた結果によって、担当福祉事務所等から申立てをしています。

このような専門的な支援体制を評価されたためか、市民後見人については、令和元年6月にこれまで全てに置かれていた監督人が置かれず、県内初となる市民後見人が選任されました。



2. 住民基本台帳システムへの登録による後見人支援

後見人支援を考えていく上では、後見人を把握していくことが大切であると考え、志木市は、役所内の住民基本情報に、後見人等情報を登録できるシステムを構築しました。

具体的には、役所の窓口で後見人等から登記事項証明書の提示があった場合などに相談窓口での同意を得て、後見人情報をシステム登録するというものです。この登録をすると、市役所の他の事務手続きの場合でも、市の窓口担当者に後見人が

選任されていることが分かるようになります。

後見人等が役所に手続きに来て、成年後見制度を知らない職員が窓口にいる場合、制度の説明から始めなければならず、手続き終了まで長時間待たされるということが、かつてはよくありました。既存システムを見直し、成年後見制度にも活用できるよう構築することによって、待たせてしまうなどの後見人の負担軽減にも活かすことができました。

3. 家庭裁判所による周知文書郵送による後見人支援

さいたま家裁にセンターについての周知をしてもらっています。「志木市後見ネットワークセンターで、後見人支援をしていること」提出する報告書の書き方への支援等を含み、「介護・福祉についての相談支援が受けられること」「場所、連絡先」が書かれた文書をさいたま家裁に提出し、志木市の被後見人等の後見をしている方々へ、特に親族後見人に対し家裁が文書を郵送する際に、同封してもらいました。

その結果、少しずつ後見人支援を行っているセンターの存在が周知され、親族後見人からの相談が入るようになりました。

後見制度利用者の皆さまへ

志木市長寿広後援会長
志木市福祉課長

志木市後見ネットワークセンター利用のご案内

日頃より、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、志木市では平成30年4月から志木市役所庁舎内1階に「志木市後見ネットワークセンター」での相談窓口を開設していますのでご案内いたします。
後見ネットワークセンターでは、財産管理や福祉サービスの契約、利用に関する相談、アドバイスも行いますので、ご利用いただきますようご案内いたします。

記

1 相談受付
月曜日から金曜日の午前9時～午後5時（福祉専門職が常駐で対応）
火曜日から金曜日、第1、第3月曜日の午後1時～午後5時
（法律専門職による相談）
※ただし、祝祭日、年末年始等により、相談日を変更する場合があります。
事前にお問い合わせください。（事前にご予約された方が優先となります。）

2 相談料等
無料でご相談は守られます。

3 相談方法
同封の「後見ネットワークセンター相談受付票」の太枠の部分で、分かる範囲でご記入の上、相談にお越しください。「後見等開始の審判書」をお持ちの場合は、コピーと一緒にご持参ください。

4 予約・問合せ先
後見ネットワークセンター
電話 048-456-6021（ダイヤルイン）
メール koken@city.shiki.lg.jp
FAX 048-471-7092

担当者より

高齢化の進展を考えると、早く成年後見制度が利用できるようにしていかなければ…という意識がありました。委託で丸投げ状態ではうまくいかないと考え、庁内で横断的に取り組み、成年後見制度だけに限らない権利擁護の仕組みに進化させていくことを考えています。

必ず取り組むことになる課題ですから、できる時をとらえて、全国で一緒にがんばりましょう！



■参考URL 令和2年4月1日以降連絡先

志木市共生社会推進課 共生社会推進グループ
TEL：048-473-1111
<https://www.city.shiki.lg.jp>